

令和8年度EVバス導入によるGX推進事業補助金応募要領

1 事業の目的

(1) 事業の目的

沖縄県では、県内を運行する路線バス・観光バス等への電気バスの導入を促し、クリーンエネルギー中心の社会システムへの移行を推進することを目的として、県内で電気バスを導入する事業者を支援する補助事業を実施します。

(2) 補助対象

補助対象は、補助金の交付の対象となる電気バス及び電気バス用充電設備であって、次の①から③の全てを満たすものです。

① 令和8年4月1日から、原則令和9年3月3日までの間に新車新規登録されたもの。

※電気バスへの改造の場合は、同期間中までに自動車検査証の交付を受けたもの。

※電気バス用充電設備等を導入する場合は、同期間中までに導入されたもの。

(電気バス用充電設備のみの導入は補助対象外です)

② 自動車検査証において、使用の本拠の位置が沖縄県内にあること。

③ 電気バスが運行する主たる経路が沖縄県内であること。

2 補助対象者（申請を行う者）

沖縄県内に営業所・事業所を有し、次の国事業の補助金の交付決定を受けた者とします。

	事業名称	所管省庁
国事業	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車の電動化促進事業 (タクシー・バス))	環境省

3 補助内容

(1) 補助対象経費・補助率・補助金額

補助金額は、以下に示す補助対象経費に補助率を乗じて得た額とします。

	電気バス		電気バス用充電設備	
	補助対象経費	補助率	補助対象経費	補助率
国事業の 交付決定を受けた事業	〔車両本体価格に、国事業の基準額に3/2を乗じた額を加えた額〕 車両本体価格と「国事業の基準額に3/2乗じた額」の和	1/6	〔国事業の交付要綱に基づく「充電設備の導入に必要な経費で補助事業者が承認した額 ^{※1} 〕 充電設備本体価格 ※1 工事費（本工事費、付帯工事）、業務費及び事務費を除く。	1/2 (ただし、国事業において設備費の補助率1/1の場合は補助なし。)

※消費税及び地方消費税については補助対象外です。

※本補助金の他にこれを上回る寄付金その他収入（国事業の算定対象となるもの）がある場合は交付対象としません。

※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

また、補助金の額の確定は、次に掲げる金額のうち、いずれか少ない額となります。

- ① 国の補助金の確定額のうち、補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じた額
- ② 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、変更後の額）

4 補助の要件

補助対象事業は、電気バスを新規導入する事業であって、次の要件を満たすものです。

- (1) 導入したバスを運行する場合は、導入時から5年間、主たる経路を沖縄県内とすること。
- (2) 導入の翌年度から5年間、利用実績報告書を提出すること。

5 申請受付期間

令和8年8月12日（水）から令和9年2月5日（金）まで

（補助金交付予定額が予算上限に達した時点で申請の受付を終了します。）

6 事業実施の流れ

内 容	実施時期	備考
① 補助金の申請	令和8年8月12日～ 令和9年2月5日まで	原則、国事業の申請後に申請すること
② 補助金の交付決定	（国事業の補助金の交付決定を受けたことを確認した後）	E Vバス導入によるG X推進事業補助金交付要綱第7条第2項
③ E Vバス・E Vバス用充電設備の導入	令和8年4月1日～ 令和9年3月3日まで	
④ 導入したバス等の実績報告（申請時に購入済みの場合を除く）	導入後30日以内、または 令和9年3月15日のいずれか早い日まで	
⑤ 補助金の額の確定	（実績報告提出後）	
⑥ 補助金の支払請求・交付	（額の確定通知後）	
⑦ 利用実績報告書の提出	（導入翌年度から5年間） 各年度の4月30日まで	

7 申請の手続き

本事業の補助金に関する申請手続等は、以下のとおりです。

「2 補助対象者」、「3 補助内容」、「4 補助の要件」等を確認の上、必要な書類を募集期間内に提出してください。

(1) 応募要領の配布及び申請書類の受付

ア 配布期間

令和8年8月12日（水）から令和9年2月5日（金）まで

（「オ 配布場所及び受付場所」における配布は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時から正午、午後1時から午後5時までとします。）

イ 配布方法

「オ 配布場所及び受付場所」 で配布するほか、沖縄県ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/saisei/2023ev-bus.html>

からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

ウ 受付期間

令和8年8月12日（水）から令和9年2月5日（金）まで（必着）

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時までとします。）

エ 提出方法

「オ 配布場所及び受付場所」 への持参又は郵送（「特定記録郵便」又は「簡易書留」）で行ってください。

提出の際は紙媒体1部と電子データを保存したCD-R又はDVD-Rを1枚提出してください。

オ 配布場所及び受付場所

沖縄県環境部環境再生課 環境対策班

所 在 地：沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

電話番号：098-866-2064

カ 費用の負担

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(2) 申請書類

1	申請書類チェックシート
2	補助金交付申請書（様式第1号） （既に車両購入済みの場合は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号の2））
3	国の補助金の交付決定通知書の写し ※申請時において国事業の交付決定を受けていない場合は、申請内容が分かる書類（補助金交付申請書等）の写しを添付し、決定後速やかに提出すること。
4	法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書 ※申請時点で発行日から3か月以内のものに限る。
5	税務署発行の納税証明書「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書） ※申請時点で発行日から3か月以内のものに限る。
6	沖縄県税事務所発行の「県税及びその附帯徴収金について未納の徴収金のないことの証明書」 ※申請時点で発行日から3か月以内のものに限る。

(3) 申請書類の返却

申請書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、申請書類は本件に係る交付決定の目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) その他

ア 申請書はファイリングし、表紙及び背表紙には事業の名称と事業者名を記入してください。

＜記入例＞「令和８年度 ＥＶバス導入によるＧＸ推進事業補助金交付申請書

株式会社〇〇（法人名）」

イ 書類提出後の差し替えは認めません（沖縄県が修正や追加提出等を求める場合を除く）。

8 交付の決定方法

(1) 交付申請の受理

申請は先着順に受理します。交付申請額の合計が予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって交付申請の受理を終了します。

(2) 審査

交付申請の受理後に、書類審査等により補助金の交付について決定し、同決定内容を申請者に通知します。本補助金への申請は、国事業の交付申請と並行して行うことができますが、本補助金の交付決定は、国事業の交付決定通知が発行されたことを確認した後に行います。

なお、予算超過日に複数の申請があった場合は、予算の範囲に応じて、交付の申請に係る事項について修正を加えて交付決定を行うことがあります。

(3) 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 交付要綱又は本要領に違反又は著しく逸脱した場合

ウ その他、交付決定に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

9 留意事項

(1) 交付要綱及び本要領をよくお読みのうえ手続を行ってください。

(2) 提出書類の確認・審査のため、必要に応じ、追加資料の提出や面談を依頼することがあります。

(3) 本補助金は、補助事業完了後の精算払いとします。補助金の交付にあたっては、実績報告を令和９年３月１５日（月）までに行う必要があります。

(4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後１０年間保存してください。

10 問い合わせ先

沖縄県環境部環境再生課 環境対策班

所在地：沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

電話番号：098-866-2064

FAX 番号：098-866-2497

E-mail : aa021100@pref.okinawa.lg.jp